1 第2節　保険金受取時の取扱い

満期保険金・解約返戻金にかかる税金

1 満期保険金と税金

POINT

満期保険金を受取った場合は、契約者（保険料負担者）と満期保険金の受取人が同一人か否かにより、所得税・住民税または贈与税のいずれかの課税対象になります。

満期保険金を受取った時の契約形態別課税関係

ケース	契約者（※）	被保険者	保険金受取人	課税関係
(1)	父	問わない	父	所得税・住民税の対象
(2)	父	問わない	父以外	贈与税の対象

※契約者以外の者が保険料を負担している場合には、税務上、その保険料負担者を契約者とみなします。

ケース(1)契約者である父（保険料負担者）自身が受取った場合：所得税・住民税の対象

①一時金で受領した場合：一時所得

一時所得の計算方法：{(満期保険金−払込保険料)−50万円（※）}×1/2

※同じ年に他に一時所得がない場合

なお、5年以内に満期となる一定の保険契約について利益が発生した場合、総合課税ではなく利益の20.315%が源泉分離課税の対象です。

②年金形式で受領する場合：公的年金等以外の雑所得

雑所得の計算方法：受取年金額−必要経費（受取年金額に対応する払込保険料）

ケース(2)契約者（保険料負担者）と満期保険金受取人が異なる場合：贈与税の対象

①一時金で受領した場合：満期保険金が贈与税の対象

②年金形式で受領する場合：

年金受取開始時において残存期間等に応じて評価した金額が贈与税の対象

（さらに、その後毎年受取る年金（上記贈与税の対象となる部分を除きます）は雑所得の対象）

2 解約返戻金と税金

POINT

①解約返戻金は、契約者が受取ります。
②契約者と保険料負担者が同一の場合には、解約返戻金について所得税・住民税の対象となります。
③契約者と保険料負担者が異なる場合には、保険料負担者から契約者（解約返戻金受取人）への贈与とみなされ、解約返戻金相当額について贈与税の対象となります。

ケース⑴契約者と保険料負担者が同一の場合：「一時所得」として所得税・住民税の対象

一時所得の計算方法：{(解約返戻金−払込保険料)−50万円（※）}×1/2

※同じ年に他に一時所得がない場合

なお一定の保険契約について契約時より5年以内に解約し利益が発生した場合、総合課税ではなく解約利益の20.315%が源泉分離課税の対象です。

ケース⑵契約者と保険料負担者が異なる場合：贈与税の対象

保険料負担者から契約者（解約返戻金受取人）への解約返戻金相当額の「贈与」とみなされ贈与税の対象です。

2 第2節　保険金受取時の取扱い
死亡保険金にかかる税金

POINT

被保険者の死亡により死亡保険金を受取った場合は、保険の契約形態により課される税金が相続税、贈与税、所得税・住民税と異なります。

「被保険者を父」とする生命保険契約であっても、「契約者（保険料負担者）」と「保険金受取人」が誰であるかによって相続税（非課税の適用あり・なし）、贈与税、所得税・住民税と課される税金が異なります。

死亡保険金を受取った時の契約形態別課税関係

ケース	契約者（※）	被保険者	保険金受取人	課税関係
(1)	父	父	子	相続税の対象（「非課税」の適用あり）
(2)	父	父	孫（相続人でない）	相続税の対象（「非課税」の適用なし）
(3)	母	父	子	贈与税の対象
(4)	子	父	子（契約者）	所得税・住民税の対象

※契約者以外の者が保険料を負担している場合には、税務上、その保険料負担者を契約者とみなします。

ケース(1)

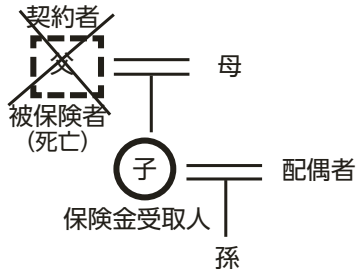

子が受取る死亡保険金：相続税の対象
（死亡保険金の非課税の適用あり
死亡保険金の非課税限度額：P.149）

ケース(2)

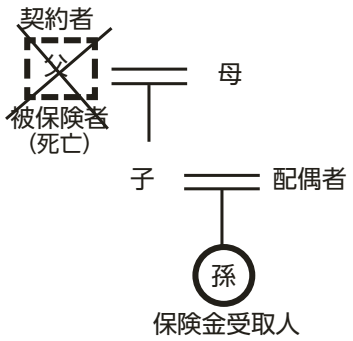

孫が受取る死亡保険金：相続税の対象
（死亡保険金の非課税の適用なし（孫は相続人でないため））
（注）孫が支払う相続税は2割加算

ケース(3)

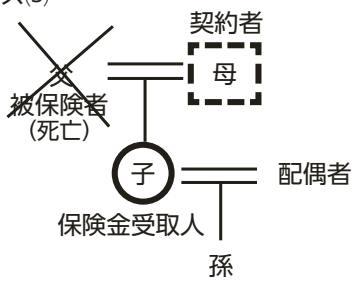

子が受取る死亡保険金：贈与税の対象
(契約者（母）が保険料を支払ったことにより、子が保険金を受取ることから、母から子への保険金贈与となるため)

ケース(4)

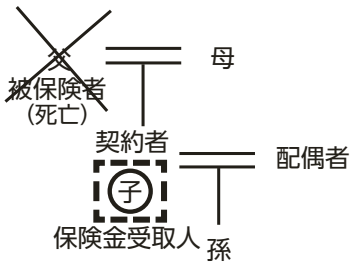

子が受取る死亡保険金：
「一時所得」として所得税・住民税の対象
(契約者（子）が支払った保険料に対し、子本人に保険金が支払われるため)

一時所得の計算方法：{(死亡保険金−払込保険料)−50万円（※）}×1/2

※同じ年に他に一時所得がない場合